

埼玉県主要農作物指定採種ほ等審査実施要領

平成 30 年 4 月 1 日 決裁
平成 31 年 4 月 1 日 一部改正
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正
令和 4 年 6 月 1 日 一部改正

- 第 1** 埼玉県主要農作物種子生産基本要綱（以下「要綱」という。）第 9 条に基づき、審査の準備及び実施方法その他審査実施に関することについて、以下のとおり定めるものとする。
- 第 2** 農林振興センター所長及び農業技術研究センター所長は、農林振興センター所長にあつては農林振興センター職員（農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 9 条に規定する普及指導員の任用資格を有する者）のうちから、農業技術研究センター所長にあつては農業技術研究センター職員のうちから、適当と認める者を、審査を行う者（以下「種子審査員」という。）とすることができる。
- 2 農林振興センター所長及び農業技術研究センター所長は、前項に基づき種子審査員を置いた場合は、様式第 1 号により、生産振興課長に報告するものとする。
 - 3 前項の報告を受けた生産振興課長は、様式第 2 号により、報告を受理した旨を通知するものとする。
- 第 3** 農林振興センター、農業協同組合及び公益社団法人埼玉県農林公社は、審査の円滑かつ能率的な実施を図るために必要がある場合には、その職員のうちから、種子審査員の指導のもとで審査を補助する者（以下「種子審査補助員」という。）を置くことができる。
- 2 前項の各機関が種子審査補助員を置いた場合は、様式第 1 号により生産振興課長に報告するものとする。ただし、農業協同組合及び公益社団法人埼玉県農林公社にあつては、管轄する農林振興センターを経由して報告するものとする。
 - 3 前項の報告を受けた生産振興課長は、様式第 2 号により、報告を受理した旨を通知するものとする。
 - 4 種子審査補助員は、以下の事務を行うことができるものとする。
 - (1) 審査請求者（その代理人を含む。以下同じ。）との間における当該審査に関する連絡調整。
 - (2) 審査を円滑かつ適性に実施するため、次の事項についての調査、勧告、助言及び指導。
 - ア ほ場審査前
 - (ア) 種子の予措の方法及び苗代の管理方法。
 - (イ) 播種日又は移植日。
 - (ウ) 病虫害発生の状況及び防除の方法。
 - (エ) 異種類、異品種等の個体の抜取り状況。
 - イ 生産物審査前
 - (ア) 収穫、乾燥、調製及び包装の方法並びに農機具の清掃の方法。
 - (イ) 種子の調製用機械・施設の調整の方法。
 - ウ 審査終了後
 - (ア) 審査の結果不適合と認められた指定種子生産ほ場及びその生産物の処理の方法。
 - (イ) 優良な種子を生産するために改善すべき事項。
 - (3) 審査及び審査結果の記録並びに記録補助。
 - (4) ほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付の補助。
- 第 4** 審査を受けようとする指定種子生産者は、審査実施予定の 10 日前までに、農林振興センター所長又は農業技術研究センター所長に審査を請求するものとする。
- 2 審査の請求は、口頭をもって足りるものとする。また、同一市町村内であれば、代理人によって一括請求することも差し支えないものとする。
 - 3 市町村、埼玉県米麦改良協会及び農業協同組合等の職員は、審査を円滑かつ能率的に実施できるよう協力を努めるものとする。

- 第5 農林振興センター所長及び農業技術研究センター所長は、審査の請求があった場合は、遅滞なく埼玉県米麦改良協会等関係者と協議の上、審査予定計画を作成し、担当種子審査員を通じて請求者に通知するものとする。
- 第6 審査の基準及び方法は、別紙「審査の基準及び方法」のとおりとする。
- 第7 種子審査員は、審査にあたっては、ほ場担当者及び種子生産組合等の担当者の立会いを求めるものとする。
- 第8 種子審査員は、審査にあたっては、審査基準に到達しない場合であっても、栽培管理の改善又は再調製等により審査基準に適合すると認められるときは、必要事項の実施を勧奨し、その実施後に再調査を行い、優良種子の確保に努めるものとする。
- 第9 農林振興センター及び農業技術研究センター所長は、要綱第9条第4項に基づき、ほ場第2期審査終了後及び生産物審査終了後、直ちに審査基準に適合したものに対して、ほ場第2期審査の終了後にはほ場ごとにほ場審査証明書を、生産物審査の終了後には包装ごとに生産物審査証明書を交付するとともにその記録を整備するものとする。
- 2 ほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付は、種子生産者に直接又は種子生産組合を通じて行うものとする。
- 第10 種子審査員は、ほ場第2期審査を終了した場合及び生産物審査を終了した場合は、それぞれ速やかに審査結果を所属長に報告し、報告を受けた所属長は、審査結果を取りまとめの上、ほ場審査には様式第3号により、生産物審査には様式第4号により、生産振興課長に報告するものとする。
- 2 農林振興センター所長は、一般種子の生産物審査終了後必要に応じて、様式第5号により、生産物審査証明書交付一覧を、当該一般種子の農産物検査を実施する登録検査機関に通知することができる。
- 第11 生産物審査証明書を交付する場合に、種子の包装を小分けして販売するときは、生産物審査証明書が交付される旨を種子の購入者に明らかにするため、様式第6号を参考とした中札を、小分けした小袋に表示するものとする。
- 2 同質遺伝子品種に係る生産物審査証明書の交付は、次によることとする。
- (1) 同質遺伝子品種（特定の病害虫抵抗性等の特定の形質を除き、他の形質は遺伝的に同質となるよう改良された品種。以下同じ。）に係る原種又は一般種子を個別に生産した後に混合して販売する場合は、混合する前に生産物審査を行い、合格したものに限り混合すること。ただし、混合後の生産物審査証明書の「品種名」の欄に、混合したすべての品種名及びその混合比率（重量若しくは容積又は重量比若しくは容積比）並びに当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入すること。
- なお、同質遺伝子品種（原原種を除く。）を個別に生産して個別に販売する場合は、一般品種と同様の扱いとする。
- (2) 生産状況が確実に把握できる原種等を他機関等から購入し、同質遺伝子品種の原種を混合して一般種子を生産する場合は、生産物審査証明書の「品種名」の欄に、混合したすべての品種名及びその混合比率（重量若しくは容積又は重量比若しくは容積比）並びに当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入すること。
- 第12 種子審査員は、審査の結果、不適合と認められたほ場について、標札を撤去させるとともに、当該ほ場の生産物が、種子として取り扱われないよう、当該生産物の処分についての的確な措置を講じるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）

により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この通知の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

- 1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

（埼玉県農林部）生産振興課長

（ 所属長名
組 織 名
代表者名 ）

年度種子審査員（種子審査補助員）の報告について

埼玉県主要農作物指定採種ほ等審査実施要領第2（第3）に基づき、本年度の種子審査員（種子審査補助員）を下記のとおりとしましたので報告します。

記

所属部課	職名	氏 名	備 考

様式第2号（第2、第3関係）

第 号
年 月 日

様

（埼玉県農林部）生産振興課長

年度種子審査員（種子審査補助員）報告の受理について

年 月 日付け 第 号で通知があった埼玉県主要農作物指定採種ほ等審査
実施要領に基づく本年度の種子審査員（種子審査補助員）の報告は受理しました。

年産 (作物名) ほ場審査結果報告書

年 月 日

生産振興課長

〔〇〇農林振興センター所長
農業技術研究センター所長〕

品 種	指定ほ場面積	審査請求面積	審 査 結 果				不 合 格 理 由 別 内 訳						収 量 見 込		
			合 格	不 合 格	計	不 合 格 ほ 場 数	混 変 種 等	種 子 伝 染 病 虫 害	そ の 他 の 病 虫 害	気 象 被 害	雑 草	生 育 状 況	合 格 ほ	不 合 格 ほ	計
	a	a	a	a	a		a	a	a	a	a	a	kg	kg	kg

生産物審査証明書交付一覧表

第 年 月 日 号

（登録検査機関名）

埼玉県〇〇農林振興センター所長

作物名（ ）

生産者名	品 種	数 量	生産物審査 証 明 書 交 付 番 号	交付月日	特記事項
		kg 袋 個	番～ 番		

- 注1 数量については、包装の量目単位ごとに区分して記入する。
2 特記事項については、農産物検査上参考となる事項を記入する。

様式第6号（第11関係）

中札の参考様式

号		年産
種子保証票		
審査請求者	住所 氏名	
種 類		品 種
種苗法第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準に 適合すると認められるので、この旨証明する。		
年	月	日
		埼玉県 印

審査の基準及び方法

1 基本事項

(1) 審査の対象となる種子は、次の3種類とする。

原原種、原種及び一般種子

(2) 種子生産用種子の取扱い

ア 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者若しくはその者の所属する機関の直接の管理の下に適正に生産され、当該育成者若しくは当該機関が適正と認める旨の書状が添付された育種家種子又は系統別に保存されている原原種とする。

イ 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。

ウ 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、種子の生産を緊急に行う必要がある場合等、県が特別の事情を認めた場合は、原原種を用いることを妨げないものとする。また、災害等により原種の供給が困難となった場合は、一般種子を用いることを妨げないものとする。

(3) 審査の単位

ア ほ場審査は、農道、畦畔、垣根及び周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

イ 生産物審査は、1包装を1単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出審査又はバラ審査を行うことにより当該荷口を1単位とすることができる。

(4) 審査の時期及び回数

ア ほ場審査は、次の各時期に行うものとする。また、当該時期における審査のみでは適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うものとする。特に、種子伝染性の病害又は虫害の発生する恐れのある場合には、最も確認し易い時期にも行わなければならない。なお、審査は、好天日を選び、早朝及び日没を避けなければならない。

審査時期 種類	第 1 期	第 2 期
稲 及 び 麦 類	出 穂 期	糊 熟 期
大 豆	開 花 期	成 熟 期

イ 生産物審査は、密封する直前に行うものとする。ただし必要な場合には、収穫後から包装・出荷までの期間の必要な時期に更に審査を行うことができる。

(5) 種子の調製

ア 生産物審査に先立って、種子の調製を行うための施設・設備について、次の項目を確認しなければならない。

(ア) 調製に当たって混種が起こらないような方法が採られていること。

(イ) 調製中に種子の出所及び由来を確認できるようになっていること。

(ウ) 調製作業及び種子の搬入・搬出に関する記録が適正に保存されていること。

(エ) 調製作業の責任者が確保されていること。

イ 異なる荷口を混合して新たな荷口を作成する場合には、種子の品種が同一であるときに限り行うものとする。また種子の種類が異なる荷口を混合する場合には、混合して作成された荷口を、混合した荷口のうち最も低い階級に属するものとして審査しなければならない。

(6) ほ場の隔離

ア 前作に種子生産が行われている作物と同じ作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後1年以上を経過していなければならない。ただし、前作に同一作物の同一品種の種子の生産が行われ、異品種混入の理由による不合格となっていない場合又は収穫後の漏生種子の芽生を除草剤等によりの確に処分している場合はこの限りでない。

イ 隣接の同一作物のほ場と、用排水路、畦畔、垣根及び裸地等によって区分され、十分な距離が確保されていない場合、ただし、出穂又は開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一品種が栽培されている場合はこの限りでない。

2 審査合格基準

(1) ほ場審査基準（最高限度）

審査項目 種子の種類	変種、異品種 及び異種類の 農作物	雑 草	種子伝染性 の 病 虫 害	その他の 病虫害及び 気象被害	農作物の 生育状況
原原種				%	
原 種	含まないこと。	少発生とする。	含まないこと。	20	特に異常な 生育を示して いないこと。
一般種子					

(2) 生産物審査基準

ア 稲

調査項目 種子の種類	最低限度	最 高 限 度			
	発 芽 率	異 品 種 粒	異 種 穀 粒	雑 草 種 子	病 虫 害 粒
原原種	%			%	%
原 種	90	含まないこと。	含まないこと。	0.2	0.5
一般種子					

イ 麦類

調査項目 種子の種類	最低限度	最高限度			
	発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒
原原種	%			%	%
原種	80	含まないこと。	含まないこと。	0.2	0.5
一般種子					

ウ 大豆

調査項目 種子の種類	最低限度	最高限度			
	発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒
原原種	%			%	%
原種	80	含まないこと。	含まないこと。	0.0	10.0
一般種子					

3 審査項目の説明

(1) ほ場審査

ア 変種、異品種及び異種類の農作物：審査ほ場毎に1株でも混入した場合は不合格とする。

変種は、審査対象品種のうち変異を生じている個体をいう。ただし、当該変異が、当該農作物の生産上、特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

イ 雑草：少発生とは種子生産に支障のない程度とする。ただし、局所的に発生した場合は、雑草の除去等適切な処置をとり、種子としての使用に差し支えないと認められるものは合格とする。

ウ 種子伝染性の病虫害：1株でもある場合は不合格とする。

種子伝染性の病虫害とは、次のとおりである。

稲 ばか苗病、心枯線虫病

麦類 なまぐさ黒穂病、裸黒穂病、から黒穂病、
堅黒穂病、斑葉病、条斑病、粒線虫病

大豆 ウイルス病、紫斑病、黒痘病

エ その他の病虫害：達観審査により当該ほ場に占める被害株の割合が2割以上の場合は不合格とする。被害株の割合が2割未満の場合は抽出審査を行い、穂に病斑をほとんど認めず、種子として使用して適格であるものを合格とする。

オ 気象被害：達観審査により当該ほ場に占める被害株の割合が2割以上の場合は不合格とする。ただし、被害株の割合が2割未満の場合に、被害部分を刈取るか、又は適切な処置をすれば種子として使用して差し支えないと認められるときは合格とする。

カ 生育状況：整一健全であって種子として欠点が認められないものを合格とする。

(2) 生産物審査

ア 百分率：発芽率を除き、全量に対する重量比とする。

イ 発芽率：審査対象品種の純種子粒に対する正常発芽粒の粒数割合とする。

純種子粒は、成熟粒、未熟粒及び被害粒（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、稲及び麦類の場合粒の原形の1/2以下のもの並びに大豆の場合粒の原形の1/2以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。

正常発芽粒は、稲及び麦類の場合十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第1葉（鞘葉から1/2以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子粒をいい、大豆の場合十分かつ健全に発達した一次根、茎（展開した2枚の子葉を有していたものに限る。）、2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子粒をいう。

ウ 異品種粒：審査対象品種の純種子粒を除いた当該主要農作物の種類（稲の場合、水陸稲別及びもち、うるち別の種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。エにおいても同じ。）の純種子粒をいう。

エ 異種穀粒：当該主要農作物の種類を除いた他の農作物の純種子粒をいう。

オ 雑草種子：主要農作物の種類ごとに定めた混入割合の最高限度とする。

ただし、強害雑草で防除が困難なものは、調製による除去の難易を勘案してその混入を禁止することができるものとする。

カ 病虫害粒：主要農作物の種類ごとに定めた混入割合の最高限度とする。

ただし、種子伝染性の病虫害粒は含んではならないものとする。

4 審査方法

(1) ほ場審査

審査項目に基づき、次のいずれかの方法で審査を行うものとする。

ア 達観審査

ほ場1単位ごとに10~20m間隔でほ場に入り、畦方向に歩きながら自己を中心として半径3m程度の区域を達観的に審査する。（雑草、種子伝染性の病虫害、その他の病虫害及び気象被害、農作物の生育状況の審査）

イ 抽出審査

ほ場における畦を無作為に30a当たり5カ所（1カ所につき移植または点播で20株、条播で1m間の茎数）以上を抽出して被害程度を精密に審査する。（変種、異品種及び異種類の農作物、その他の病虫害の審査）

(2) 生産物審査

ア 審査試料の抽出方法

荷口の作製方法、審査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

(ア) 毎個審査

1 包装ごとに抜き取り審査する。

(イ) ばら審査

a 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における審査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の 1 / 1,000 以上を採取する。

b a 以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける審査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの 5 カ所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。

c a 又は b の方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して審査対象試料を作成する。

イ 発芽率の測定方法

(ア) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに 1 区 100 粒、4 反復分計 400 粒を用意する。

(イ) 測定条件

主要農作物の種類	発芽床の条件	温度	測定日		休眠打破法その他の留意事項
			第 1 回目	最終	
稲	ろ紙の上、間 又は砂の中	25℃	5	14	余熱(50℃、7日以内)、水 又は 1 規定硝酸に浸漬(24時間)
大麦	ろ紙の間 又は砂の中	20℃	4	7	予熱(30~35℃、7日以内)、 予冷(5~10℃、7日以内)、 0.05%ジベレリン(GA) 溶液に灌注又は 1%過酸化水素 水に浸漬(2時間)
裸麦	〃	20℃	4	7	〃
小麦	ろ紙の上、間 又は砂の中	20℃	4	8	〃
大豆	ろ紙の間 又は砂の中	25℃	5	8	—

注 1 温度は、上下 1℃の範囲に留めなければならない。

2 発芽は、照光条件で行うことが望ましい。

3 測定には、休眠打破を行った期間は含まない。

第 1 回目の測定日は、1 ないし 3 日の幅を持ってよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

(ウ) 測定結果の計算と誤差の取扱い

- a 発芽率の測定結果は、4測定区の平均を百分率で整数（端数は四捨五入）として計算する。
- b 発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値の差が次の表の4測定区間誤差の範囲内であれば、そのまま用い、これを超える場合には、最高値区と残りの3測定区の差が次の表の3測定区間誤差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位3測定区の平均値を用いるものとするが、差が誤差範囲を超える場合には、再測定を行うものとする。

平均発芽率 (%)	測定区間誤差の最高限度	
	4測定区間	3測定区間
99	5	—
98	6	5
97	7	6
96	8	7
95	9	8
94～93	10	9
92～91	11	10
90～89	12	11
88～87	13	12
86～84	14	13
83～81	15	14
80～78	16	15
77	17	15
76～73	17	16
72～71	18	16
70～67	18	17
66～64	19	17
63～56	19	18

ウ 異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の測定方法

(ア) 測定試料の採取及び分離

測定試料は、1測定単位につき稲 50 g、麦類 100 g 及び大豆 500 g を採取し、純種子粒、異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病虫害粒及びその他の内容物に分離する。

(イ) 測定及び測定結果の処理

重量を小数点第1位までのグラム単位で秤量する。

5 緊急時の種子確保

- (1) 指定種子生産ほ場で生産され、ほ場審査及び生産物審査に合格したが、種子としての農産物検査に不合格となり、その後普通もみの規格に合格したもみ又は普通麦もしくは大豆で気象災害等により種子用として使用せざるを得ないものについては、「準種子」として普及させることができるものとする。
- (2) 気象災害等により生産物審査に合格した種子をもっては必要種子量の確保が困難な場合は、品種の来歴が明確で、被害量が少ない指定採種ほのうちほ場審査に準じて審査を行ったものにおいて生産された農産物で、生産物審査に準じて審査を行い一般種子の用に供することが適当であると生産振興課長が認めたものについては、「いわゆる準種子」として普及させることができるものとする。
- (3) 気象災害等における被害が甚大で(1)の「準種子」及び(2)の「いわゆる準種子」をもっては必要種子量の確保が困難な場合は、品種の来歴が明確な一般農産物のうち、生産物審査に準じた発芽率調査を行い種子の用に供することが適当であると生産振興課長が認めたものを「転用種子」とすることにより、必要種子量を確保するものとする。

6 1代雑種稲種子（異なる品種を交配した1代雑種の稲種子）

1代雑種稲種子の審査の基準及び方法については、1代雑種稲種子（異なる品種を交配した1代雑種の稲種子）の暫定審査基準等について（平成4年5月7日付け4農蚕第2923号農林水産省農産園芸局通知）を参考に、下記のとおりとする。

記

1代雑種稲種子（異なる品種を交配した1代雑種の稲種子）の審査の基準及び方法

1 基本事項

(1) 審査の対象とする種子生産方法

細胞質雄性不稔利用三系法

(2) 審査の対象となる種子は、次の三種類とする。

原原種（雄性不稔系統、雄性不稔維持系統及び雄稔性回復系統）、原種（雄性不稔系統、稔性回復系統及びウのイ)のただし書きの場合には雄性不稔維持系統）及び一般種子

(3) 種子生産用種子の取扱い

ア 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者若しくはその者の所属する機関の直接の管理の下に適正に管理され、当該育成者若しくは当該機関が適正と認める旨の書状が添付された育種家種子又は系統別に保存されている原原種とする。

イ 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。ただし、雄性不稔維持系統及び雄性不稔系統については、原種の純度が原原種と同程度に確保されていると県が認めた場合には、原種を原原種として使用できるものとする。

ウ 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、種子の生産を緊急に行う必要がある

場合等県が特別の事情を認めた場合には原原種を用いることを妨げないものとする。

(4) 審査の単位

- ア ほ場審査は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。
- イ 生産物審査は、1包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出審査又はばら審査を行うことにより当該荷口を1単位とすることができる。

(5) 審査の時期及び回数

- ア ほ場審査は、次の各時期に行うものとする。また、当該時期における審査のみでは適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うものとする。特に、種子伝染性の病害又は虫害の発生する恐れのある場合には、最も確認しやすい時期にも行わなければならない。更に、審査は、好天日を選び、早朝及び日没を避けなければならない。

種 類	審査時期	第1期	第2期
稲		出穂期	糊熟期

- イ 生産物審査は、密封する直前に行う。ただし、審査上必要な場合には、収穫後から包装・出荷までの期間の必要な時期に更に審査を行うことができる。

(6) 種子の調製

- ア 生産物審査に先立って、種子の調製を行うための施設・設備について、次の項目を確認しなければならない。
 - (ア) 調製に当たって混種が起らないような方法が採られていること。
 - (イ) 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。
 - (ウ) 調製作業及び種子の搬入・搬出に関する記録が適正に保存されていること。
 - (エ) 調製作業の責任者が確保されていること。

- イ 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作成する場合には、種子の品種が同一基本品種である場合に限るものとする。また種子の階級が異なる荷口同士を混合する場合には、混合して作成された荷口は、混合した荷口のうち最も低い階級と同じ階級に属するものとして審査しなければならない。

(7) ほ場の隔離

- ア 前作に種子生産が行われているものと同じ作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後1年以上を経過していなければならない。ただし、前作に同一作物の同一品種の種子の生産が行われ、異種品種混入の理由により不合格になっていない場合又は漏生種子の芽生を除草剤等により的確に処分されている場合にはこの限りでない。
- イ 雄性不稔維持系統の原原種生産ほ場及び稔性回復系統の原種・原原種生産ほ場と隣接の同一作物のほ場との隔離は、用排水路、畦畔、垣根、裸地等によって区分され十分な距離が確保されていないといけない。ただし、出穂又は開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一品種が栽培されている場合にはこの限りではない。
- ウ 雄性不稔維持系統・雄性不稔系統により生産される原種生産ほ場及び一般種子生産ほ場と、隣接の同一作物との隔離は、次に掲げる条件のいずれかが満たされていないといけない。ただし、山、森林などの物理的障害物により、(ア)及び(イ)と同程度の隔離の確保が可能な場合には、この限りではない。また、同一の雄性不稔維持系統により生産される原種生産ほ場あるいは同一の不稔回復系統により生産される一般生産ほ場はそれぞれ交互に隣接してもよい。

(ア) 空間による隔離

雄性不稔維持系統・雄性不稔系統により生産される原種及び原原種生産ほ場は700m以上。一般種子生産ほ場は100m以上。

(イ) 時間による隔離

雄性不稔維持系統・雄性不稔系統により生産される原種及び原原種生産ほ場、一般種子生産ほ場との開花時期の差が20日以上。

2 ほ場審査

(1) 基準（最高限度）

審査項目 種子の種類	変種、異品種及び 異種類の農作物	雑草	種子伝染性の 病虫害	その他の病虫害 及び気象被害	農作物の 生育状況
原原種 原種 一般種子	含まないこと	少発生とする	含まないこと	20%	特に異常な生育を 示していないこと

注1 変種は、審査対象品種のうち変異を生じている個体とする。ただし、当該変異が、当該農作物の生産上、特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

異種類は、異なる種類の農作物とする。

2 種子伝染性の病虫害は、次に掲げるものとする。

ばか苗病、心枯線虫病

(2) 変種、異品種及び異種類の農作物の審査

全株審査による。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出審査に代えることができるものとする。

(3) その他の項目の審査

ア ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡し農作物の外観を審査し、混入、発生又は生育の程度を判定する。ただし、混入等の著しい箇所が播見出された場合でも、局所的なときは精密な審査を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとれば、種子として使用に差し支えないと認められるものは合格とする。

イ 開花期における周辺品種の開花状況を調査し、ほ場の隔離が保たれているか確認を行う。

3 生産物審査

(1) 基準

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度			
	発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒
原原種	90%	含まないこと	含まないこと	0.2%	0.5%
原種	90%		含まないこと	0.2%	0.5%
稔性回復系統		含まないこと			
雄性不稔系統		1%			
一般種子	90%	2%	含まないこと	0.2%	0.5%

注1 百分率は、発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。

2 発芽率は、審査対象品種の純種子粒に対する正常発芽粒の粒数割合とする。

ただし、純種子粒は、成熟粒、未熟粒及び被害粒（趣旨の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、粒の原型の1/2以下のものを除く。）をいう。

3 異品種粒は、審査対象品種の純種子粒を除いた稲の種類（水陸稲別及びもち・うるち別の種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。（注4）において同じ。）の純種子粒をいう。

4 異種穀粒は、他の農作物の純種子粒をいう。

5 雑草種子について、強害雑草で防除が困難なものは、調製による除去の難易を勘案してその混入を禁止するものとする。

6 病虫害粒については、種子伝染性の病虫害粒を含んではならないものとする。

(2) 方法

ア 審査試料の抽出方法

荷口の作成方法、審査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

(ア) 毎個審査

1包装ごとに抜取り審査する。

(イ) ばら審査

a 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における審査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の1/1,000以上を採取する。

b a以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける審査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの5箇所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。

c a又はbの方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して審査対象試料を作成する。

イ 発芽率の測定方法

(ア) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに1区100粒、4反復分計400粒を用意する。

(イ) 測定条件

主要農作物 の種類	発芽床の条件	温度	測定日		休眠打破法
			第1回目	最終	その他の留意事項
稲	ろ紙の上、間 又は砂の中	25℃	5	14	予熱（50℃、7日以内）、 水又は1規定硝酸に浸漬（24時間）

注1 温度は、上下1℃の範囲に留めなければならない。

2 発芽は、照光条件で行うことが望ましい。

3 測定日には、休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、1ないし3日の幅を持ってよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

(ウ) 測定結果の計算と誤差の取扱い

a 発芽率の測定結果は、4測定区の平均を百分率で整数（端数は四捨五入）として計算する。

b 発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値の差が次の表の4測定区間誤差の範囲内であれば、そのまま用い、これを超える場合には、最高値区と残りの3測定区の差が次の表の3測定区間誤差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位3測定地区の平均値を用いるものとするが、差が誤差範囲を超える場合には、再測定を行うものとする。

平均発芽率 (%)	測定区間誤差の最高限度	
	4測定区間	3測定区間
99	5	—
98	6	5
97	7	6
96	8	7
95	9	8
94~93	10	9
92~91	11	10
90~89	12	11
88~87	13	12
86~84	14	13
83~81	15	14
80~78	16	15
77	17	15
76~73	17	16
72~71	18	16
70~67	18	17
66~64	19	17
63~56	19	18

ウ 異品種粒、異種雑穀、雑草種子及び病虫害粒の測定方法

(ア) 測定試料の採取及び分離

測定試料は、1測定単位につき50gを採取し、純種子粒、異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病虫害粒及びその他の内容物に分離する。

(イ) 測定及び測定結果の処理

重量を小数点第1位までのグラム単位を秤量する。